

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例の制定について

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例

(熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

第 1 条 熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 89 号)は、廃止する。

(熊本市手数料条例の一部改正)

第 2 条 熊本市手数料条例(昭和 25 年告示第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 47 号を削り、第 48 号を第 47 号とし、第 49 号から第 54 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による廃止前の熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧条例」という。)第 3 条の規定により健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成 24 年厚生労働省令第 10 号)の施行による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第

36条第2項（同令第50条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録の保存期間については、旧条例第6条の規定は、なおその効力を有する。

（提出理由）

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第89号）を廃止する等のため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。